

参入企業にはむしろ不利に働く点も問題である(ブルッキングス研究所)。

#### (5) 審議結果(出張後の調査結果を含む)

- ① ブッシュ大統領の提案している配当二重課税の軽減については、その他の減税措置を含めた減税額の総枠(大統領提案:7,258億ドル)を定める予算決議に係る両院協議の後、4月11日に上下両院で内容の異なる予算決議(減税額5,500億ドル、上院案3,500億ドルも併記)が可決された。
- ② その後、イースター休会を経て、両院において減税法案が審議され、5月9日から15日にかけて、再び相違する議決がなされた。具体的には、下院案は配当所得(現行、総合課税)とキャピタル・ゲイン(現行、総合課税を前提に20%、10%(1年超保有)、20%、8%(5年超保有))について、共にその税率を15%、5%の2段階に軽減することとした。上院案は、配当所得について、2003年にはその50%を、2004年から2006年にかけてはその全額を個人段階で総所得に算入せず、キャピタル・ゲインに係る調整を行わないこととした(2006年までの時限措置)。
- ③ 最終的には、両院協議会において合意がなされたのを受け、5月23日、上下両院本会議にて可決。5月28日、大統領による署名を経て、「雇用と経済成長のための減税調整法」として成立。具体的には、配当所得とキャピタル・ゲイン(1年超保有)について、総合課税を前提に、その税率を2003年から2007年にかけては15%、5%、2008年には15%、0%の2段階に軽減することが盛り込まれた(2008年までの時限措置)。

### 4. カナダの付加価値税について

#### (1) 連邦財貨サービス税(Goods and Services Tax(GST))

##### ① 導入の経緯等

- 1991年に連邦政府は、小売段階より以前の製造業者等を納税義務者とする製造者売上税(Federal Sales Tax(FST))を廃止し、付加価値税(GST)を導入したが、その導入当初は相当の反発があった。その原因としては、殆ど全ての商品やサービスに押しなべてかかる税金であったことや、税額が国民に明確に見えるようになったことが大きかったように思われる。
- しかしながら、従来の製造業者売上税(FST)はモノには課税されるがサービスには課税されず非効率であると同時に、輸入品には課税されないためアメリカとの自由貿易協定を結ぶ上でも不利であったが、GSTは課税ベースを広くすると同時に税率が引下げられるなど一定の合理性が認められたことから、今ではGSTも十分国民の理解を得られていると思われる。GSTの徴収も、従来は滞納者が22%もいたが、現在7.5%にまで減少している。
- カナダにおいては低所得者層への対応が重要な問題であり、例えば連邦付加価値税(GST)の導入に際しても低所得者のための給付制度(GST Credit)が改めて設けられた。また最近、これに加えて、低所得者層の子供や家族に対する給付(CCTB:Canada Child Tax Benefit、NCB:National Child Benefit)が導入され、関税歳入庁の徴収システムを通じてその給付が行われている。

##### ② 今後の展望

現在、カナダ経済が好調であり、財政収支も毎年150億円程度の黒字となっていることから、短期的にGSTを引き上げることは難しいとされている。長期的には更にGSTを引き上げるべきと主張する経済学者もいるが、現在そこまでの強い必要性に迫られているわけでもなく、そうした声は必ずしも大勢となっていない。

## (2) 統合売上税(Harmonized Sales Tax(HST))

### ① 導入の経緯等

- 従来は多くの州で小売売上税(Provincial Sales Tax(PST))と連邦の付加価値税(GST)が併存しており、納税者は異なる会計手法により二つの申告書を作成する必要があった。このため納税者の管理コストが無用に高くなっているとの批判があり、1997年にヴァスコニア州、ニューブランズウィック州、ニューファンドランド州の3州と連邦との間の合意により、統合売上税(Harmonized Sales Tax(HST))が導入された。
- これは、GSTと同一の課税ベースに対し原則として均一の税率(15%:連邦7%、州8%)を掛ける、いわゆる仕入れ税額控除方式の付加価値税である。税制としては州の小売売上税(PST)に伴う二重課税を排除した効率的なものであるが、その後これまでに新たにHSTに参加した州は見られない。

### ② 今後の展望

- HSTの更なる定着を図るためには国民の理解が不可欠である。HSTは広い課税ベースに基づき税率を少し引き上げることで、多くの税収を確保することができる。また、税制としても(他の小売売上税等と比較して)効率的である。またいずれは、州のPSTと連邦のGSTとの併課による二重の会計処理とHSTによる統一された簡易な会計処理との間でどちらが有利かということについて、事業者側が合理的に判断するようになり、やがて各州においてもHSTの導入圧力が高まるのではないかと考えている。そして、オンタリオ州が導入すれば他の州も追隨して導入することとなるであろう。

(以上)

# 税制調査会海外視察報告(スウェーデン、デンマーク)

## I. 日程等

### 1. 日程

平成 15 年 4 月 23 日(水)～4 月 30 日(水)

### 2. 出張者

奥野 正寛 金融小委員長

中里 実 委員

寺崎 秀俊 総務省自治税務局都道府県税課課長補佐

泉 恒有 財務省主税局税制第一課課長補佐

### 3. 訪問先

#### [スウェーデン]

社会保険庁、国税庁、財務省、ストックホルム大学(メルツ教授)

#### [デンマーク]

デンマーク・ダンスケ銀行、財務省、デンマーク産業連盟、税務省、コペンハーゲン大学(ソレンセン教授)

## II. 訪問先における聴取内容の概要

### 1. 個人所得課税の控除制度と社会保障給付の課税関係について

#### (1) 両国の控除制度の概要

① 両国とも人的控除は基礎控除のみとなっており、その他の控除としては、社会保険料控除が存在する程度となっている(離婚夫婦間での養育費支払控除など細かな制度は若干ある)。

- かつては多くの控除が存在していたが、両国とも税制の簡素化に向け、一貫して控除の整理・縮小を行ってきた。
- 基礎控除の仕組みは両国間で異なっている。

#### (スウェーデン)

- 基礎控除額は勤労所得の収入金額に応じて変動する。具体的には、一定額(16,400kr)から収入金額の増加に応じて控除額が逡増し、最大控除額(25,900kr)の後、再び逡減して、一定額(11,400kr)に戻る。
- 基礎控除額の逡増部分はパート主婦層への適用を念頭に置いており、労働組合が強く要求して実現された(「LO(産業労働組合)のコブ」と呼ばれる)。他方、控除額が逡増する前の低所得者層(～53,500kr)との間で実効税率が逆転するが、低所得者層は学生アルバイトなどであり、大きな反発は生じていない。

#### (デンマーク)

- 一律の基礎控除額(35,600kr)で設定されているとの説明を受けた。

② 両国間で仕組みは異なるものの、基礎控除額の水準は極めて低く、何れも「最低生活水準の保障」という機能は担っていない。基礎控除を設定する趣旨は、a)累進構造確保のため、b)少額の徴税事務負担の回避のため、という理由である。